

第5章

計画の推進

1. 推進体制

① 精華町人権教育・啓発推進計画推進本部

精華町人権教育・啓発推進計画推進本部^{*}を設置し、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

② 住民活動団体・企業等との連携

精華町人権啓発推進委員会などを通じて、行政と住民活動団体・企業等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発を展開します。

住民活動団体・企業等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、それぞれの特性や役割に応じた行政との協働を推進します。

③ 京都府や山城地区15市町村等の関係機関との連携

京都府や山城地区15市町村と連携を図り、人権強調月間や人権週間等において効果的な啓発が実施できるよう努めます。

2. 進捗管理

① 計画の見直し

この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取り組み状況を見極め、必要に応じて計画を見直します。